

公告第 24-014 号
令和 7 年 3 月 4 日

被保険者各位

フィリップス・ジャパン健康保険組合
理事長 永山 祥子
(公印省略)

フィリップス・ジャパン健康保険組合理約の一部変更について

フィリップス・ジャパン健康保険組合理約の一部を変更いたしましたので、健康保険法施行令第 3 条 2 項に基づき、お知らせいたします。

記

令和 7 年度の保険料率変更に伴い負担割合を変更いたします。

第 5 章 保険料 第 4 4 条

9 3 分の 4 8 は事業主、9 3 分の 4 5 は被保険者
を

9 2 分の 4 7. 5 は事業主、9 2 分の 4 4. 5 は被保険者
に改める

(施行期日) 令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

以上